

K-Report

2013年4月1日発行
第3巻 第4号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. WLB
労働時間に関する取組事例
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 雇用調整助成金の助成率などが変更に

雇用調整助成金は平成20年秋のリーマン・ショックを受けて助成内容が大幅に拡充されていましたが、その後の雇用情勢の改善や提言型政策仕分けの指摘を受け、平成25年4月1日以降は下記のように内容が一部変更されることとなりました。現在受給中、または今後利用を検討されている事業主の皆様は十分ご留意下さい。

①助成率の変更

現行	平成25年4月1日以降の 判定基礎期間から (注)
大企業 : 2/3 (3/4) 中小企業 : 4/5 (9/10)	大企業 : 1/2 中小企業 : 2/3
<p>() 内は、【労働者の解雇等を行わない場合、障害者の場合】の助成率です。</p>	

※1人1日当たりの上限額は、引き続き7,870円です。

②教育訓練（事業所外訓練）の助成額の変更

教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額が次のように変更されます。

現行	平成25年4月1日以降の 判定基礎期間から (注)
(事業所外訓練) 大企業 : 4,000円 中小企業 : 6,000円	(事業所外訓練) 大企業 : 2,000円 中小企業 : 3,000円

※事業所内訓練は変更ありません。

(注) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成25年10月1日以降から変更になります。

また、『中小企業緊急雇用安定助成金』は、平成25年4月1日以降は『雇用調整助成金』に統合されます（助成の仕組みはこれまでと同様です）。

2. WLB 労働時間に関する取組事例

■ お悩み別対策 ～ 親や配偶者の介護を理由に休みがちになる ～

介護問題は育児と違い、急に直面し、しかも期間が長期に及ぶ可能性があります。また、少子高齢化により、介護の担い手が不足しているため、中堅社員や管理職の男性でも、親や配偶者の介護のために休みを取ったり、仕事を辞めざるを得なくなる人が増えているようです。仕事と介護を両立させることは心身共に大変なことですが、そこに手を差し伸べて長く働く環境作りに取り組んだ事例をご紹介します。

● ここがP o i n t

中高年世代は、若い世代よりも休むことへの抵抗が強い傾向があります。介護は長期にわたり、しかも先が見えないケースも多いため、相談機能を高めることや、社内の情報ネットワークの整備等により心理的に支えあうことも重要です。

■ 積立有給休暇を介護休暇に振り替え

有給休暇の積立残を介護休暇へ振り替えられる制度を導入。通算180日まで、利用回数の制限は設けていない。2008年から対象者を正社員以外の従業員へも拡大。（クレジットカード業／1,000人以上）

■ 介護休業の取得可能期間の長期化・分割取得

介護休業は、通算365日までとしている。分割取得も可能で、短期休業を繰り返し取得してもかまわない。分割の回数も特に制限はせず、介護の状況に応じて取得できるようにしている。（電気通信業／1,000人以上）

3. 所長コラム

■ 重大事故で発覚する国交省告示

3月17日現在、愛知県の交通事故による死者数は55人（暫定）に及ぶ。特に、貨物自動車が第一当事者となる事故の増加が懸念されるところです。

運輸業界の人手不足・人材難は今に始まったことではないが、長時間の拘束の割には低賃金で仕事がキツい、そして、一つ間違えば命にかかるハイリスクな仕事です。

ハイリスクなのは働いている者だけではなく事業主も同様です。重大事故を起こしたドライバーが、事故当日からさかのぼって1か月の間に国交省告示の項目について31件の違反が確認されると3日間の事業停止。この国交省告示は厚労省の改善基準告示と一緒に、運送業界の方は荷主の協力なくしては達成できず四苦八苦されている。

円高による燃料の高騰とともに、物業界は荒波の中を行く。

【国交省告示】

- ・貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準

1か月の総拘束時間	293時間
1日の総拘束時間	16時間
休息期間	連続8時間
連続運転時間	4時間
1日の最大運転時間	9時間
1週間の最大運転時間	44時間

【1日の総拘束時間】に違反があれば、当然【休息期間】も違反することになり、1日の中で2件の違反があったと判断されるので注意が必要です。連続運転時間などの改善しやすい項目から見直しを行い、日頃から告示内容を意識して管理することは、重大な事故の防止だけでなく自社のリスク軽減にも繋がります。